

## こちら特報部

## 都迷惑防止条例 改正案の危うさ

## 幅広い対象「恣意的運用怖い」



⑤東京都議会定例会の本会議で施政方針を説明する小池百合子知事=2月21日 ⑥2005年4月、改正迷惑防止条例が施行され、客引きが姿を消した新宿・歌舞伎町

東京都迷惑防止条例が初めて制定されたのは、一九六二（昭和三十七）年十月のこと。正式名は「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」。当時は、繁華街をうろつく不良集団「ぐれん隊」対策に活用された。

その後、時代に合わせて改正を繰り返し、二〇〇四年十一月に繁華街での「客引き行為」を全面禁止。○七年十一月には、客引きの手法のうち「立ちふさがる」などの行為を規制した。一年三月には、高齢者宅などで貴金属を強引に買い取る「押し買い」行為が取り締まり対象となつた。

今回の改正案はどんな内容なのか。同条例を所管する警視庁の「条例案の概要」によると、ITを悪用した「盗撮」と「つきまと

かねない」と猛反発している。改正は、ストーカーによる「つきまとい」行為などの規制強化が主眼とされるが、条文の解釈次第で、国会前デモや労働組合による会社への抗議活動、報道機関の張り込み取材なども取り締まり対象となる恐れがある。識者は「憲法が保障する表現・言論の自由などが侵害される」と危ぶむ。

（白名正和、安藤恭子）

## 「盗撮」「つきまとい」焦点 罰則も強化

この答弁に対し、同委員会所属の大山とも子都議（共産）は「運用は最終的に警察側が行う。恣意的な罰金」（現行は六ヶ月以下の懲役または五十万円以下の罰金）に引き上げる。

実は、こうした行為は、昨年一月施行の改正ストーカー規制法で既に規制されており、同行為を「恋愛感情その他の好意の感情（略）を充足する目的」と定義している。しかし、条例にこうした限定ではなく、「正当な理由なく、専ら、特定の者に対するねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足する目的」とあるのみで、対象が幅広い。

小池百合子知事は先月、開会した都議会に改正案を提出。施政方針で「現在

の規制では対応できない悪い行為を取り締まりたい」と、成立に期待を込めた。

現在、改正案は警察・消防委員会で審議中だ。十九日の同委員会では、「つきまといについて条例の乱用するほか、「監視していると告げる」と「名誉を害する事項を告げる」とも加える。罰則も「一年以下の懲役または百万円以下の罰金」（現行は六ヶ月以下の懲役または五十万円以下の罰金）に引き上げる。

大山氏は「委員会では全会派が改正案について質疑の主張を確認するにとどまってしまう」と懸念を強めている。このままでは数の論理で改正案が可決されてしまう」と懸念を強めている。

改正案は二十二日に同委員会、二十九日に本会議で採決される予定。成立すれば、七月にも施行される。